

# 丹波市公共施設一括LED化業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答書

令和8年5月12日

丹波市公共施設一括LED化業務公募型プロポーザルに関する質問について、下記のとおり回答します。

番号	該当資料	頁	該当項目	質問内容	回答
1	仕様書	5項	更新作業に関する仕様④	<ul style="list-style-type: none"> <li>器具交換かランプ交換の明確なリストはありますか。</li> <li>基本は、器具（器具交換）と理解してよろしいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>器具交換かランプ交換かの区分については、現地調査及び図面閲覧で把握した既設状況に応じて整理してください。</li> <li>基本的には、器具交換を想定しています。</li> </ul>
2	実施要領	4頁	現地確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請した全施設に対し、役所側で全てアポイントを取っていただけるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認申込書(様式)に基づき、本市において各施設と調整し、指定する日時及び場所で現地確認を行っていただきます。</li> </ul>
3	別紙1		対象施設一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎に実施年の記載（例：R8年度は30施設）があるが、これは必須ですか。</li> <li>年度による件数変更は可能ですか、最終年度R10年度に73全施設を完了させればよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの実施年度は、本市が想定する工程案を示したものです。具体的な実施計画については、本旨を踏まえ企画提案書にて提案してください。</li> <li>最終的な実施年度及び対象施設については、受託候補者との協議により決定します。</li> </ul>
4	様式12			<ul style="list-style-type: none"> <li>見積内訳書の既設器具品番について、経年劣化や器具型番のズレ等により解読できない場合が想定されます。提案内訳書の既設器具品番に関しては(例：蛍光灯HF32W 直付型 幅 230mm)で作成してもよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設器具の品番が経年劣化等により判読できない場合は、可能な範囲で器具の形状、寸法、種別等により特定し、記載してください。なお、例示のような表記でも差し支えありません。</li> </ul>

番号	該当資料	頁	該当項目	質問内容	回答
5	実施要領	6 頁	エ企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済計算を行うにあたり質問です。メーカーによって 100V/200V の環境で電流値が異なるため、電圧に指定が無い場合 上記いずれかの値で計算としても宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100Vで計算してください。なお、算定条件は、企画提案書等に明記してください。</li> </ul>
6	様式 9			<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓書に関して、様式には代表企業と書いてあるため提出については統括役割を担う企業のみでの認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>
7	仕様書	3 頁	9 LED 照明器具の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑦設置する照明器具等は、同一居室等について、同一メーカー、同一色の製品でまとめるとありますが、一つのメーカーが使用を想定している全ての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とし、同一居室での統一ではなく、照明器具の種類（LED直管ランプ、ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明等）ごとに同一メーカーの製品で統一することでもよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一居室等における照明器具等の選定は、同一メーカーでまとめることを原則とします。ただし、製造状況等により同一メーカーで揃えることが困難な場合に限り、複数メーカーの製品を組み合わせることを認めます。その際、将来的な保守管理の混乱を避けるため、ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、および誘導灯といった器具区分ごとに同一メーカーの製品を割り当てるなど、管理上の合理性を考慮し、使用機器等を提案してください。</li> </ul>
8	仕様書	3 頁	9 LED 照明器具の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑦設置する照明器具等は、同一居室等について、同一メーカー、同一色の製品でまとめるとありますが、既存の照明器具の色温度が異なる場合があるため色温度に関しては各施設担当者と打合せを行い協議の上決定する認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>

番号	該当資料	頁	該当項目	質問内容	回答
9	実施要領	6 頁	エ企画提案書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 及びエネルギー削減量の作成に当たって公平性の観点より既設蛍光灯の消費電力を揃える必要がある認識です。例えば FL20W の場合 26.0W FL40W の場合 42.0W のような基準をご教示頂きたいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本照明工業会が公開している「ガイド 114 照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」を参考基準としてください。 <a href="https://www.jlma.or.jp/siryo/kokai.htm">https://www.jlma.or.jp/siryo/kokai.htm</a></li> </ul>
10	実施要領	6 頁	エ企画提案書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書のページ数に関して 20 ページ以内は両面印刷で 20 ページ以内で作成する認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書は、原則として A4 判、左綴じ、20 ページ以内（両面であれば 10 枚以内）で作成してください。表紙及び目次はページ数に含めません。</li> </ul>
11	実施要領	9 頁	(7)情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された企画提案書等は、丹波市情報公開条例（平成 16 年条例第 9 号）に基づき情報公開をする場合がある。とありますが、事業者のノウハウに関係する恐れのあるものについては公開の対象とならない認識で間違いないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>
12	様式 11			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書に関して、貴市が求める評価項目を内容に含める場合は、表紙を含めず 20 枚以内の任意様式で作成することは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書（様式 11）にある提案項目内容を踏まえ、表紙及び目次を除く、A4 判、左綴じ、20 ページ以内（両面であれば 10 枚以内）で作成いただくのであれば、任意様式で差し支えありません。その際は、表紙に業務名と様式番号を記載してください。</li> </ul>

番号	該当資料	頁	該当項目	質問内容	回答
13	様式 11			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 及びエネルギー削減量を計算するに当たって、各施設の 1 日の使用時間と年間の使用日数、電力単価についてご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「別紙 1」に「開庁・開館時間」を追加し、表中の「土日祝以外の施設閉館曜日」を「閉庁・閉館日」として修正しましたので、1 日の使用時間と年間の使用日数の参考基準としてください。なお、電力単価は施設ごとに異なるため、算定根拠となる条件を明示し、合理的な前提に基づいて作成してください。</li> </ul>
14	実施要領	1 頁	4 履行場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面に基づく積算のみでは、図面に記載のない灯具、棟部分、ならびに既に LED 化されている箇所等を見落としのまま入札金額を算定する可能性があり、現地調査を実施した事業者と未実施の事業者とで提案金額の算定基準が異なり、公平性を欠くおそれがあると考えております。つきましては、本件における企画提案書の提出およびプレゼンテーションへの参加は、全施設を対象とした現地調査を必須とするとの認識で相違ないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案書の提出及びプレゼンテーション参加にあたり、全施設の現地調査を必須とするものではありません。しかしながら、ご指摘のとおり、図面に記載のない灯具、棟部分、ならびに既に LED 化されている箇所等を見落としのまま入札金額を算定する可能性がありますので、図面閲覧及び現地確認を推奨します。</li> </ul>
15	評価要領	1 頁	2 評価項目・評価基準について	<p>プロポーザル評価要領①市内業者の活用について、令和 7～8 年度入札参加資格者名簿（工事）の準市内業者の判定に○が付いている企業に関しては、本事業では市内業者として採点して頂ける認識でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本プロポーザルは地域経済の活性化も目的としているため、市内業者と同様の扱いとし総合的に評価を行います。</li> </ul>

番号	該当資料	頁	該当項目	質問内容	回答
16				<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場担当者のコリンズへの登録は必要となりますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となります。</li> </ul>
17				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内業者の定義は市内に本店もしくは支店営業所がある業者の認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内業者とは、原則として丹波市内に本店もしくは本社、または支店、支社および営業所を有する事業者を指します。</li> </ul>